

篠崎 進士 法律事務所報



- 02 期待される受刑者教育
新たな刑罰「拘禁刑」とは
所長弁護士 篠崎 芳明
- 03 山登りの楽しみ
所長弁護士 進士 肇
- 04 温泉名刺と温泉法学
弁護士 清水 恵介(客員)

- 05 近況報告
- 08 東京商工リサーチから
インタビュー取材を受けました

2025年
新春号



期待される受刑者教育 新たな刑罰「拘禁刑」とは

篠崎・進士法律事務所 弁護士 篠崎 芳明



このところ、匿流(トクリュウ)による強盗殺人など犯罪の凶悪化が目立っているが、犯罪白書¹によれば、2022年には犯罪の件数が増加に転じ、犯罪の約半分が再犯者によることである。そうであるからには、再犯に及ばせないための、刑務所内での受刑者教育を工夫しなければならない。

生活のために再犯に及ぶ者には、刑務所内にて仕事の技量を教えること、出所後に前刑関係者へのお礼参り(復讐)を考えている者には、これを断念させる教育をすること、その他受刑者の特性に応じて再犯をさせない(立ち直りのための)教育が求められる。

本年6月1日に改正刑法(刑事訴訟法、刑事収容施設法、更生保護法その他の法律と併せて)が施行され、懲役刑が廃止されて「拘禁刑」が導入される²。

懲役刑では、懲らしめのために「所定の作業を行わせる(刑法12条2項)」ことが必須であった(懲役刑では刑務作業が義務とされていた)ために、更生プログラムの時間が十分に確保できなかった。

拘禁刑では、受刑者の更生(立ち直り)に向けた指導の充実に重点を置くことから、刑務作業を一律には義務づけず、受刑者に対して仕事の技量を修得させる教育、犯罪を引き起こさない教育、更には基本学力向上に向けた学習など、受刑者の特性と要望に応じて刑務作業と矯正教育を実施すること(立ち直

りのための教育)が可能となる。

懲役刑を廃止して、拘禁刑とした今回の刑法改正は、再犯を防ぐために刑罰の目的を「懲らしめ」から「立ち直り」に移す大転換である。受刑者教育の徹底を図る拘禁刑を導入した改正刑法は正に時代の要請に応えるものである。

社会のあんしん、安全のためには受刑者教育の充実が必須である。

拘禁刑制度が目的どおりに機能することを大いに期待したい。

1. 犯罪白書

犯罪白書(令和5年)によると、平成27年以降戦後最少を更新し続けてきた刑法犯の認知件数は、令和4年に20年ぶりに前年を上回った。同(令和4年)によると、令和3年に刑務所に入所した受刑者16,152人のうち再入者は9,203人57%に及ぶ。令和2年の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は49.1%約半数である。

2. 刑法新第12条

拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

山登りの楽しみ

篠崎・進士法律事務所 弁護士 進士 肇



1. 2023年から、私の趣味に「山登り」が加わりました。そして、2024年の年頭に「日本百名山を登り尽くそう」という壮大な夢を見て、マラソンシーズンの終わった5月から実行に移しました。

具体的には、5月に陣馬山・高尾山縦走や秩父御嶽山で足慣らしをした後に、①5/26(日)丹沢山1567m、②6/15(土)筑波山877m、③6/30(日)両神山1723m、④7/7(日)大菩薩嶺2057m、⑤7/10(水)雲取山2017m、⑥8/3(土)瑞牆山2230m、⑦8/24(土)金峰山2595m、⑧9/15(日)甲武信ヶ岳2475m、⑨9/21(土)天城山1406m、⑩10/6(日)霧ヶ峰(車山)1925m、⑪同日に美ヶ原2034m、⑫10/12(土)磐梯山1819m、⑬10/20(日)武尊山2158m、⑭11/2(土)安達太良山1700m、という具合です。こうやって眺めてみると、よくまあ登ったなあと思いますし、また一つ一つの山が実に思い出深いものです。

2. 山登りの楽しみって何でしょうか。一つには手頃な達成感です。これらの山はいずれも、登山口から歩き出して2～4時間で山頂まで到達できるものです。ゆっくり登り始め、30分に一度くらいの割合で水とエネルギーの補給を兼ねて小休止し、息は上がるけれども徐々に視界が開けてきて、頂上が近づいてきたことにワクワクし、山頂に到達して歓声を上げ、パノラマの景色を眺めたり山頂の写真を撮ったりしながら暫し感慨に浸る。これだけでもう十分です。

加えて、歩くほどに移っていく四季折々の景色を楽しみ、川の流れて耳をそばだて、おいしい空気を胸いっぱい吸い込み、単独行でないときは同行の人たちとおしゃべりも楽しめる。上り下りで負荷のかかる歩きは、2万歩から多いときで4万歩。いい汗をかいて心身の健康にも良く、食事はおにぎり一つだって抜群に美味しい。

下り道も楽しいです。来た道をそのまま下るときには、同じ道でも上りと下りの景色の見え方の違いに驚かされます。周回路を歩いて帰るときは違う景色を楽しめます。ゴールが近づくと、それが嬉しいと同時に、今日の楽しみもこれで終わりかと少し寂しい感じもしてきます。他方で、このあと温泉に入ろうか、どこで美味しいもの食べようかと思案を巡らすのも一興です。

私の場合、登山が終わると、安全登山アプリ「YAMAP」が提供してくれる「おつかれ山!」という画像と何枚かの写真をfacebookと家族LINEに投稿し、無事を知らせるようにしています。「おつかれ山!」はその登山における所要時間、水平距離、垂直距離を示してくれます。

※「YAMAP」はスマホのアンテナが立たないところでも、地図上で登山者の位置を正確に示して遭難を防止し、他のアプリ使用者の位置を示してくれたり、全国の山情報(地図・天気・お勧めの山・各アプリ使用者の登山体験記など)を提供してくれ、とても役に立ちます。

登山は旅行と同じで、登山前の計画段階や、登山後の振り返りも楽しいものです。どの山に登ろうか、登山口までのアクセスはどうか、今回はどの登山靴で、どのウェアで登ろうか、このトレッキング・ポールを試してみるか、頂上で珈琲を飲むためにパーカーを携行しようかなど、仕事そっちのけで没頭してしまうことがあって困ります。登山後は、写真やYAMAPのデータを眺めながら登山記を書くと、そのときどきの感覚が鮮やかに蘇ってきて、登山を二度楽しめます。

3. 失敗もありました。一日で会津磐梯山と安達太良山を一気に登ろうと思って、金曜日の夕刻に新幹線で福島まで移動し、同日20:00前に到着して駅前でレンタカーを借りて福島前泊、翌土曜朝6:00に磐梯山の八方台登山口に到着してスタート、往復4時間で磐梯山をクリアして、1.5時間で安達太良山奥岳登山口へ移動して、11:30スタート…という計画を立てました。新幹線の車中で、駅弁を食べてビールを1杯飲みながら、明日の登山行の思いに耽っていたとき、大変なことに気づいたのです。「運転免許証忘れてきた!」

もはやあとの祭り。福島駅到着15分前の出来事でした。とりあえず福島駅前のレンタカー店に電話して予約をキャンセルし、そこから猛烈な勢いで頭を巡らして、ある解に達しました。「彼らだったら助けてくれるかもしれない。」

以前福島で仕事をしていた際のクライアント会社の専務と常務だった、同じ年頃のK兄弟。仕事が終わってから10年以上が経ちましたが定期的連絡は交わしていました。縋る思いで弟さんの携帯に電話したところ、繋がりました!しかも、福島駅近くの飲食店でK兄弟が知り合いの人と会食しているとのこと。事情を説明して、「明日、磐梯山まで私を車で運んでくれる学生さんはいないだろうか。実費はもちろん、バイト代も払うから。」と言ったところ、その飲食店に合流した頃には既に手配を済ませてくれていました。

その夜は彼らと一緒に美味しい焼き鳥を食べて大騒ぎし、翌朝は磐梯山の登山を楽しむことができました(安達太良山には、結局その3週間後に登りました)。山頂から眼下に見える猪苗代湖の景色は雄大で最高でした。

4. 私の登山は少しスポーティですが、のんびり登山もいいですよ。今年の春から、山登りいかがでしょうか。

温泉名刺と温泉法学

弁護士 清水 恵介



私は、3種類の名刺を日々持ち歩いている。1つは当事務所の「辯護士」名刺。1つは大学教員としての名刺。そしてもう1つが“温泉名刺”と自称する、温泉関係者と名刺交換をすべく自作した名刺である。この最後の温泉名刺には、その肩書きの1つとして、「教授 [民法学・温泉法学]」との記載がある。そのため、これを渡した相手が法律家の場合には、この「温泉法学」との記述に目がとまり、「そんな学問あるの?」と時折突っ込まれる。「こういうのは言った者勝ちですから」と返すのが通例で、それはそれで本心であるものの、そのような学問の呼称が実際に用いられないわけでもない。

昭和4年に設立された日本温泉協会には、会員である温泉業界関係者とは別に、温泉関係の学者を集めて組織された学術部委員会なる会議体が伝統的に設けられている。そこでの学術部門は、温泉地学、温泉化学、温泉医学、温泉工学、温泉観光学など多岐にわかれており、これらとともに、「温泉法学」なる学術部門が掲げられている。同協会が近年実施している温泉検定にも、その検定の一分野に「温泉法学」がある。

この分野に関する学術部委員には、かつて、我妻栄や川島武宜、渡辺洋三など、名だたる民法学者・法社会学者が名を連ね、その任に当たっていた。また、当時、それらの委員を中心にした研究グループが組織され、北は洞爺湖から南は雲仙まで、25の温泉地に対する実地調査の成果が、『温泉権の研究』・『続 温泉権の研究』（勁草書房）としてまとめられている。法学者ならではの分析によるこれらの研究は、今日もなおそれぞれの地元で参照され、各自治体の郷土史誌にも引用されるほどで、分野を超えた汎用性をもつ極めて貴重な研究成果物となっている。地学や観光学等、他分野からの温泉地研究が目立つ中、数少ないこうした法学的研究が示す存在価値は存外大きいと思う。法学者にしか切り取れない歴史や視点があるからである。

しかし、こうした視点での実地研究が途絶えて久しい。上記『研究』も、今から半世紀以上前（昭和30

～40年代）の調査に基づく成果に過ぎず、その後の温泉をめぐる状況の変化、すなわち、1000mを超える大深度掘削泉の出現、地熱発電の進展、ピークを越えた温泉需要の変化に伴う過少利用の問題などは何ら踏まえていない。しかも、温泉をめぐる紛争は現代もなお散見されるものの、いまだ立法的手当てが十分なされていない。

こうした状況下で、上記『研究』のフォローアップも含め、温泉の支配・管理・保護の実態と現状を明らかにしようとするのが、一般財団法人司法協会の助成を受けて進めてきた温泉権研究である。故村田彰先生が立ち上げた「温泉と法」研究会のメンバー4名を中心とする研究グループにより、これまで、伊香保を皮切りに、野沢・村杉・別府・かみのやま・宇奈月・つなぎ・土湯・浅間・熱海・登別・定山溪・山代・湯河原・那須・白浜等の温泉地を訪問し、現地の温泉関係者からのヒアリングとともに、貴重な資料の提供を受け、随時分析を進めてきた。4年後に控えた日本温泉協会100周年記念事業の一環としての研究成果公表を見据え、引き続き今年も研究を進めていく予定である。

最後に、この研究の主な着眼点である「源泉」について触れておく。温泉の成分やその効能に着眼する医学とも、あるいは旅館・街づくりに着眼する観光学とも異なり、温泉法学の多くは「源泉」に着眼する。源泉を中心に権利関係が構築され、そこからまた紛争も発生するからである。しかし、掘削泉とそこからの複雑な経路での引湯が趨勢となった現代において、これを外部的な観察のみで把握するのは極めて困難である。この源泉が公図や鉱泉地登記、温泉台帳上の各記載と一致する保障もなく、当該地域の歴史的経過や取決め、慣習による影響もまた無視することができない。かくして、地元の（しかも他分野とは相当異なる内容の）協力なしに実現できないのが「温泉法学」の研究であり、それゆえに、独立の学問分野として、“名刺”に書き込むだけの価値はあると考えた次第である。

近況報告

所長弁護士 篠崎 芳明



全国暴追センター協会員セミナーにて作家江上剛氏の「第一勧銀総会屋利益供与事件」の講演を聴いた。江上さんは、当時同行の広報部次長として警察の捜査にも立ち会い、後に銀行改革を主導された方である。

当時の緊迫した情景が生々しく語られ、大いに勉強になったが、お話の中で、特に印象に残った部分は、総会屋に脅された銀行が同人に利益供与を行うことのリスクについて、弁護士に意見を聞いたところ、弁護士から融資の形態にすれば問題ないとの回答を受けたとの部分であった。私は、昭和50年代から暴力団の不当要求行為に対抗する仕事に関わっており、この事件が報道された1998年（平成10年）当時は、反社会的勢力からの不当要求に苦しんでいた多くの企業から対応策の相談に応じていたが、相談に来る企業には、不当要求を断固拒絶する方法を知りたいとする派と荒立てることなく円満に解決する方法を知りたいとする派に分かれていた。私は、不当要求には「断固拒絶する」以外に方法はない、「円満解決はない」とアドバイスしたが、当時の弁護士の中には、相談者に迎合して「円満解決」を無責任に肯定する者もいた。融資の形態にすれば問題ないとの弁護士の回答は、相談者の期待に応えたものと推認されるが、江上氏は、この弁護士が今や故人であるとした上で、「いい死に方をしなかった。」と述べた。この弁護士の無責任な回答への怒りを述べたものと考ええる。

さて、このところ、えせ同和行為や自称右翼による不当要求行為など旧来型の不当要求行為が復活している。

皆様には、気を引き締めて「断固拒絶する」対応を期待したい。

所長弁護士 進士 肇



1月からはランニングシーズンです。1～2月にハーフと30kmレースを計3本走って、3月の東京マラソンと4月のかすみがうらマラソンに臨みます。

目下の課題は毎度のことながら体重。さすがに自力の管理では無理だと観念し、昨年11月から長男の勧めでパーソナルトレーニングに通い始め（しかも妻とペアで）、筋トレと体重管理に動んでいます。さて、忘年会シーズンを何とか乗り切り、設定体重まで落とすことができるでしょうか。

弁護士 寺嶋 毅一郎



2024年は10月になっても11月になっても気温が高い日が多く、多分12月も気温は高めじゃないかと予想している11月半ばの今です。

いや本当に、50台後半の私が子供の頃とは、夏の暑さだけでなく、冬の寒さ（暖かさ）も全く違いますね。体感の違いは服装の違いもあるかと思いますが（なんせ小学生の頃は冬でも基本半ズボン）。昔住んでいた地方は特に寒冷地でもなかったけれど、冬になると池や大きな水たまりに氷が張り、小さな子供が乗っても簡単には割れない厚さになることも。乗った氷が割れて池に落ち、靴や靴下ごとずぶ濡れになった足が凍えて痛みで歩けなくなり、恥ずかしながら友達におぼわれて帰宅したこともありました。遠い昭和の記憶です。

弁護士 杉山 一郎



ついに先日リーディンググラス(早い話が老眼鏡です。)を購入しました。数ヶ月前から、夕方になると目がしょぼしょぼする、2upで印刷した準備書面の草稿やエクセルファイルの数字が見にくくなっていましたので、疲れ目だろうと思ひ込み、100円ショップで拡大鏡を購入したり、目薬をさすなどしてごまかしていたのですが、万策尽きました。悔しいことにリーディンググラスをかけると、細かい字がくっきりと見え、やっぱり老眼か…と現実を突きつけられました。中学時代の先生が頑なに老眼鏡をかけることを拒絶して手を伸ばしてプリントを見ていた姿を思い出しました。

弁護士 中山 祐樹



昨年はひいきの野球チームが日本一になりました。レギュラーシーズンでは7月の大型連敗で例年どおり優勝戦線から脱落していましたし、3位に滑り込んだところでまさかクライマックスシリーズを勝ち抜けるとも思っていませんでしたので、いざ日本シリーズとなっても心の準備ができていませんでした。何事も早々に諦めてはいけなくと改めて反省したところです。街は優勝セールなどで大変賑わい、前回日本一になった26年前の熱狂を思い出しました。次は、できればもっと早く、リーグ優勝からの日本一で今回以上の盛り上がりが見られることを期待しています。

弁護士 金山 真琴



昨年は厄年でもないのに、色々と災難に見舞われました。左足の骨折からスタートして、発表を担当するセミナー当日に謎の胃腸炎、インフルエンザ、手足口病、2か月近くに及ぶ原因不明の体調不良(からの気管支炎)、妻に対する「配偶者の厄年が家族に及ぶことがあるらしい」という不確かな情報に基づく軽率な発言によるひんしゅく(からの精神的圧迫)等等です(本稿執筆後にも何もないことを祈ります)。不幸中の幸いで、何とか仕事はできるくらいの体調不良でしたので、仕事に支障は来していない(はず)ですが、これだけ体調不良が重なると、健康の有り難さをひしひしと感じました。本年の初詣では、様々な煩惱は横に置いて、何より健康に過ごせるよう祈願したいと思います。皆様のご健康も、心からお祈り申し上げます(この言葉にも一層と心がこもるようになりました)。

弁護士 三井 稜賀



最近通販サイトでミキサーを購入しました。牛乳や好きな果物を容器に入れて混ぜるだけで取扱いも非常に簡単ですし、時にはプロテインも投入したりして、とにかく毎日攪拌しては飲んでます。もともと、朝はそれとは別に野菜ジュースも飲まなければならない、その他に白湯と珈琲を、、、と飲料摂取のマルチタスクに毎朝追われています。また、最近はよく散歩をしています。某サラリーマンランチ散策ドラマのように、美味しい飲食店がありそうな路地に入っては隠れた良店を探しています。何気ない道でも、視点を変えて見ると違った発見があったりして、面白いですね。

弁護士 石黒 一利



昨年夏場に1ヵ月ほど夕食をフルーツ中心の食事してみました。その間、毎日の晩酌は変えなかったのですが、体脂肪率が2%ほど減りました。これまでは週末になると疲労感があったのですが、何となく疲労感もなくなってきたような気がして元気に夏場を乗り切ることができました。晩夏の旅行を機にフルーツ中心の食生活を止めてしまったのですが、体脂肪率と体重は今も維持できております。また、一昨年は1回しか行かなかったゴルフも昨年は少しだけ回数が増えました。なかなか練習をする時間が取れないのですが、ぶっつけ本番のラウンドでも景色を楽しめるくらいのプレーはできたので、今年もエンジョイゴルフを増やしていきたいと思ひます。

弁護士 鶴岡 拓真



機会をいただき、司法修習でお世話になった甲府にて、東京で私が関与した民暴事件の話をしてきました。約10年前は、司法修習生として講義を聴く立場であったので、とても不思議な感じでした。ただ、修習生時代にお世話になった先生方が多くいらっやだったので、話す際にはとても緊張しました。その後の懇親会では、とても温かく迎えていただき、久しぶりに山梨のワインを堪能し、つつい飲みすぎてしまい、あつと言う間に時間が過ぎました。甲府に住んでいたのは司法修習期間中のわずか1年弱でしたが、懐かしさとともに元気をもらい、温かい気持ちで帰って来ることができ、改めて甲府が第二の故郷であると感じました。

弁護士 清水 恵介(客員)



日本温泉協会発行の雑誌「温泉」における連載記事「温泉地の歴史と温泉権」の第2回で富山県の宇奈月温泉を、第3回で岩手県のつなぎ[繫]温泉を、それぞれ取り上げました。特に前者の宇奈月温泉は、開湯100周年という記念の年に大学のゼミ合宿で訪れ、現在も引湯管を所有する黒部観光開発株式会社様の多大なご協力により、著名な宇奈月温泉木管事件に関して詳細な現地レクチャーを受けるという民法学者垂涎の調査となりました。この連載では、簡単なながらも、他に一切掲載されない貴重な資料も用いて、新たな切り口での考察を試みています。なお、同行したゼミ生は、調査内容よりも、学生以上に興奮していた私の姿に関心をもったようでした。

税理士 藤代 節子



昨年、母の引越しを執行しました。入院したことを機に、それまでお世話になった施設では見守りが十分できないのではないかと考え、高齢者施設の種類を勉強し、紹介された施設の見学を重ね、私の自宅から近いところを見つけることができました。雰囲気とサービス内容を比較しながら、どこもスタッフさんは大変なお仕事だと頭が下がる思いです。お茶の時間があり、水分補給や様子に変化がないかチェックしているそうです。前の施設より食事が良くなっているはずなのですが、母の感想は「まあまあ」でした。引越しの荷物から、避難用ロープ等捨てるべきか万一のために残しておくべきか悩むものが多数出てきたので、整理にお正月いっぱい掛かりそうです。

東京商工リサーチからインタビュー取材を受けました

2024年8月5日(月)、当事務所の進士弁護士と三井弁護士が、株式会社東京商工リサーチのインタビュー取材を受けました。

取材では、両弁護士と中江民人弁護士の共著により2024年4月に出版し、総会検査役の実務と理論を解説した『株主総会検査役—その職務内容と選任事例』(商事法務)について、同書を刊行するに至った経緯、総会検査役の役

割、民事裁判手続のIT化の話題など、多岐にわたる質問を受けております。

お陰様で充実したインタビュー記事になっており、9月2日(月)の配信以来、皆様から多くの反響をいただいております。

この内容は下記URLからご覧になれます。ご覧いただければ幸いです。

[URL]

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198879_1527.html



篠崎・進士法律事務所

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 6階

TEL: 03-3580-8551 FAX: 03-3595-1673

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>